

主要国の電波利用料等の概要等

平成24年6月5日

事務局

主要国の電波利用料等の概要

国	電波所掌機関	名称	性格及び規模	備考
米国	連邦通信委員会(FCC)	行政手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・規制業務に係る費用を通信事業者等から徴収 ・徴収総額:約3.4億ドル(約280億円) 	固定通信やケーブルテレビ等の事業者からの徴収分を含む (参考:無線・放送関係は約30%(2008年度))
		申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・免許の申請・更新業務に係る費用を通信事業者等から徴収 ・徴収総額:約0.2億ドル(約20億円) 	
		オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数オークションの落札金 ・徴収総額:約3.9億ドル(約320億円) 	
英国	通信庁(Ofcom)	無線電信免許料	<ul style="list-style-type: none"> ・電波行政に係る費用補填に加え、電波の有効利用を促進するために、経済的価値に基づく費用を無線局免許人から徴収 ・徴収総額:約1.8億ポンド(約240億円) 	徴収額については、政府が設定する場合とオークションで決定する場合がある
		放送免許料	<ul style="list-style-type: none"> ・放送行政に係る費用補填のために、売上高等に応じてテレビ、ラジオの放送事業者から徴収 ・徴収総額:0.2億ポンド(約30億円) 	
		ネットワーク・サービス料	<ul style="list-style-type: none"> ・通信行政に係る費用補填のために、売上高等に応じて通信事業者から徴収 ・徴収総額:0.3億ポンド(約40億円) 	
仏国	全国周波数庁(ANFR) 電子通信・郵便規制機関(ARCEP)	周波数使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産である周波数を利用することにより得られる価値の対価を通信事業者から徴収 ・徴収総額:非公開 	通常は使用周波数幅やエリア等により徴収額が決定されるが、携帯電話事業者については、免許時に一定額、以後毎年総収入の1%を徴収することが別途定められている
		周波数管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数管理に係る費用を通信事業者から徴収 ・徴収総額:非公開 	

注1) 網掛けの制度は、主に電波行政費用の回収を目的として、年次で費用を徴収する我が国の電波利用料に類似する制度。

注2) 各国の徴収総額は2010年度のものであり、為替レートは2010年の年平均レートで計算。

主要国の電波利用料等の概要

国	電波所掌機関	名称	性格及び規模	備考
独 国	連邦ネットワー ク庁(BNetzA)	周波数保護分担金	・周波数の効率的利用、割当、監理、標準化等に係る費用 を無線局免許人から徴収 ・徴収総額：非公開	両者を合わせた徴収総額は 約0.8億ユーロ(約100億円)
		周波数割当手数料	・周波数割当・免許更新等に係る行政費用を無線局免許人 から徴収 ・徴収総額：非公開	
		オークション	・周波数オークションの落札金 ・徴収総額：約44億ユーロ(約5,100億円)	
韓 国	放送通信委員 会(KCC)	電波使用料	・電波管理及び電波関連分野の振興に係る費用を無線局免 許人から徴収 ・徴収総額：約2,900億ウォン(約220億円)	
		申請手数料	・免許・適合証明の申請等の処理に係る費用を徴収 ・徴収総額：約270億ウォン(約20億円)	
		周波数割当代価	・基幹通信事業用の周波数の経済的価値に係る費用を基 幹通信事業者から徴収 ・徴収総額：約3,800億ウォン(約290億円)	徴収額については、政府が 設定する場合とオークション で決定する場合がある
日 本	総務省	電波利用料	・電波利用共益事務の処理に係る費用を無線局免許人から 徴収 ・徴収総額：約680億円	
		申請手数料	・免許申請に係る行政費用を徴収 ・徴収総額：約40億円	
		オークション	・落札者が無線局免許を排他的に申請できる地位の対価と して徴収 ・徴収総額：導入を検討中	

注1) 網掛けの制度は、主に電波行政費用の回収を目的として、年次で費用を徴収する我が国の電波利用料に類似する制度。

注2) 各国の徴収総額は2010年度のものであり、為替レートは2010年の年平均レートで計算。

(参考)

無線機器等の適合性評価方法の各国比較①

		米国 (FCC規則)	欧州 (R&TTE指令、EMC指令)	日本 (電波法)
無線機器	A. 無線機器 (Bを除く) (例:携帯電話、無線LAN、Bluetoothなど、ほとんどの送信設備等)	認証	自己宣言*1	認証 または 自己確認
	B. 受信のみ設備 (例:テレビ、ラジオ受信設備等)	認証 または 適合宣言	自己宣言*1	—
情報通信機器	パソコン、ビデオレコーダ等	認証 または 適合宣言	自己宣言*1	—*2

自己宣言、自己確認：製造者等が技術基準及び規制の適合を確認(自己宣言では、実態として第三者による評価を受けることが多い)。

適合宣言：FCCの指定した認定試験所で試験を行うことにより技術基準への適合性を確認(ここでは、供給者自らの試験を実施し、技術基準への適合性を確認を行う「検証」を含む)

認証：第三者が技術基準への適合性を確認し、適合している証となる表示等を付与する制度

*1 整合化規格がない機器については第三者による評価が必要

*2 民間団体による自主規格が存在

無線機器等の適合性評価方法の各国比較②

		米国 (FCC規則)	欧州 (EMC指令、 R&TTE指令)	日本 (電波法)
高周波利用設備	A 高周波電流を通じる通信設備 (例: 交通機関等のICカードリーダー・ライター、 PLC通信機器 等)	自己確認*1	自己宣言	許可不要 (微弱なもの) 型式指定 (上記以外で技術的条件が定められているもの) 個別許可 (上記以外)
	B ISM機器、 電子レンジ 等の高周波 エネルギー を利用する 設備	①電子レンジ、IH調理器	自己確認	自己確認
	②ISM機器、各種機器 (例: 医療用機器、工業用機器、超 音波洗浄機、無電極放電ランプ、 電磁誘導加熱を利用したコピー機 等)	自己確認*2	自己宣言	許可不要 (出力50W以下) 型式指定 (上記以外で技術的条件が定められているもの) 個別許可 (上記以外)
電気機器	生活家電、照明機器、電動工具等 (例: エアコン、洗濯機、冷蔵庫、蛍光灯、LED電球、 電気ドリル 等)	—	自己宣言	—

自己宣言、自己確認: 製造者が技術基準及び規制の適合を確認(第三者に試験結果を評価してもらう場合を含む)

型式指定: 設備の型式ごとに、総務大臣が指定を行うことで量産が可能

個別許可: 設備設置場所ごとの個別設置許可

*1 電力線搬送通信設備であってアクセスラインを利用するものについては政府機関等による認証が必要

*2 工業用超音波利用機器及び民生用ISM機器については政府機関等第三者の証明が必要